

障害児相談支援事業の拡大について

1 要 旨

児童発達支援センターで実施する障害児相談支援事業については、未就学児を対象としていたが、令和6年の改正児童福祉法の施行により児童発達支援センターに地域の中核的施設としての役割が追加され、機能強化が求められていること、また、児童発達支援センターの事業の一部委託を実施することに伴い、条例の改正による特定相談支援事業（計画相談支援及び基本相談支援）の実施とあわせ、就学後も引き続き相談支援事業を利用できるように対象者及び対象サービスを拡大する。

障害児相談支援事業
障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、利用決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成、および利用している障害児通所支援について、その内容が適切かをモニタリングし、必要に応じて見直しを行う。

2 内容

- ① 対象者の拡大
- ② 障害児支援利用計画作成における障害児通所支援サービスの拡大

	現行	拡大後
① 対象者	未就学まで	18歳未満
② 対象サービス	児童発達支援	児童発達支援
	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援
	/	放課後等デイサービス
	/	居宅訪問型児童発達支援

3 経過および今後の予定

- 令和3年4月1日 北区児童発達支援センターが福祉型児童発達支援センターとして開設。
- 令和3年8月1日 障害児相談支援事業者として指定取得、障害児通所支援（児童発達支援・保育所等訪問支援）のみの障害児相談支援事業を開始する。
- 令和7年12月1日 健康福祉委員会報告
- 令和8年3月1日 事業対象拡大運用開始
- 令和8年4月1日 児童発達支援センターの事業の一部委託開始